

「現場代理人の兼任に関する取扱い」の改正について

「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」の内容を一部改正しましたので、お知らせします。

現場代理人の兼任に関する取扱いについて

■現場代理人の兼任の対象となる工事の件数を以下のとおり変更します。

現行 2件 (特例(1)主任技術者の専任が必要な工事：原則2件)



改正後 2又は3件 (特例(1)主任技術者の専任が必要な工事：2又は3件)

※件数の変更に伴い、現場代理人の兼任届の様式も変更します。

■現場代理人の兼任の対象となる工事の要件を修正します。

(詳細は改正後の「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」をご確認ください。)

そ の 他

■適用年月日

平成30年4月2日から適用します。

現場代理人の兼任届を提出せずに兼任させた場合、現場代理人の兼任届の内容に虚偽があった場合等は、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止等措置等の対象とする場合がありますので、十分ご注意ください。

■参照

【現場代理人の兼任に関する取扱いについて】

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>